

・ 浸出試験の種類と規格

浸出試験には以下の試験方法があります。

1. 水道施設に関する試験

1.1 資機材等の材質に関する試験（平成 12 年 2 月 23 日 厚生省告示第 45 号）

「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年 2 月 23 日 厚生省令第 15 号）第 1 条第 17 号ハの規定（別表第 2 に示す項目が、資機材の浸出試験を行った場合、基準に適合すること）に基づき、資機材等の材質に関する試験を定めたものです。

浸出試験の方法は、それぞれの種類毎に定められており、試験項目は、水道事業者や製造業者により、必要に応じて選定します。

1.2 水道用資機材－浸出試験方法（JWWA Z 108）

「資機材の材質に関する試験」（平成 12 年 2 月 23 日 厚生省告示第 45 号）の規定に伴い、日本水道協会規格について、管（継手及びバルブ類を含む）、表層用材料、接着剤・シール材の浸出性能を定めた規格です。また水道用資機材の統一的な試験方法を規定し、試験方法の理解、適用の能力向上、水道事業者や製造業者の利便などを図るため、本規格が制定されています。

尚この規格は水道用資機材の浸出試験の操作方法を規定したものであるため、品質規定（基準値）については個々に関係する日本水道規格を参照する必要があります。

2. 給水装置に関する試験

2.1 給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成 9 年 4 月 22 日 厚生省告示第 111 号）

「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 14 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験を定めたものです。

浸出試験の方法は、それぞれの種類毎に方法が定められており。試験項目は、水道事業者や製造業者により、必要に応じて選定します。

2.2 水道用器具－浸出性能試験方法（JIS S 3200-7）

この規格は、給水栓、減圧弁、逃がし弁などのバルブ、管及び継手、並びに住宅用配管ユニット、飲料用電気冷水機、貯湯湯式電気温水器、ガス温水機器、石油温水機器など、水道用器具の浸出性能の試験方法について規定したものです。

尚この規格は水道用器具の浸出試験の操作方法を規定したものであるため、判定基準または性能（基準値）については個々に関係する日本工業規格を参照する必要があります。

当センターは JNLA 登録試験事業者^{*}で水道用器具－浸出性能試験方法（JIS S 3200-7）の登録を平成 19 年 1 月 19 日に受けています。

※JNLA(Japan National Laboratory Accreditation System)登録制度は国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準（ISO/IEC17025）の要求事項に適合しているかを審査し、試験事業者を登録する制度です。

3. 膜モジュールに関する試験

3.1 水道用膜モジュール性能調査（AMST）

平成 12 年 2 月に公布された、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号）のなかで、「浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等の材質は、大臣が定める資機材等の材質に関する試験（厚生省告示第 45 号）に定められている基準に適合するものでなければならない」と明記されています。

この省令（厚生省令第 15 号）及び「資機材等の材質に関する試験」（厚生省告示第 45 号）に対応するよう、「水道用膜モジュールが水道施設で使用される資機材として具備すべき要件を備えているか」、「浸出試験結果が基準に適合しているか」、等を評価するために、従来規格（WPPA-001「水道用膜モジュール」）を全面的に見直し、新たに「膜分離技術振興協会水道用膜モジュール規格」（AMST 規格）として制定されました。

水道用膜モジュール規格は、現在、次の 4 種類です。

AMST-001（水道用精密ろ過膜モジュール及び限外ろ過膜モジュール規格）

AMST-002（水道用逆浸透膜モジュール及びナノろ過膜モジュール規格）

AMST-003（水道用海水淡水化逆浸透膜モジュール規格）

AMST-004（水道用大孔径ろ過膜モジュール規格）

これらの規格に適合する膜を、「水道用膜モジュール」と称します。